

令和4年度
社会福祉法人 尚生会
グリーンハウスひたちなか
事業計画書



〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川 3183-1

- 特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか
(短期入所生活介護グリーンハウスひたちなか)
- 認知症対応型通所介護センターグリーンハウスひたちなか
- 訪問看護ステーショングリーンハウスひたちなか
- ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター
(介護予防おおしま)

◇ ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ ◇

○法 人 沿 革	．．．．．	P 1
○法 人 基 本 理 念	．．．．．	P 3
○介 護 老 人 福 祉 施 設（短 期）	．．．．．	P 4
○認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 セ ン タ ー（健 康 維 持 通 所 型 サ ー ビ ス 事 業 所）	．．．．．	P 8
○訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	．．．．．	P13
○大 島 中 学 校 区 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	．．．．．	P16
○尚 生 会 共 通 項 目	．．．．．	P19

法人沿革

昭和62年	8月21日	「社会福祉法人尚生会」設立
昭和63年	4月14日	「特別養護老人ホームかさまグリーンハウス」開設
	4月15日	「ショートステイ事業」開設
	6月1日	「デイサービスセンターかさまグリーンハウスB型」開設
平成2年	4月1日	「デイサービスセンターかさまグリーンハウス」 A型に移行に伴い、訪問入浴・配食サービス開始
平成8年	6月1日	「笠間市訪問入浴事業」開始
	9月1日	「笠間市在宅介護支援センターかさまグリーンハウス」開設 「ショートステイ事業」増床
平成9年	11月10日	「ホームヘルパー2級養成研修事業」開始
平成10年	6月2日	「軽費老人ホームケアハウスかさま」開設
平成11年	4月1日	「介護センターかさま ホームヘルパー派遣事業」開始
	5月1日	「介護センターかさま 移送サービス事業」開始
	10月1日	「居宅介護支援センターかさまグリーンハウス」開設
平成12年	4月1日	「高齢者グループホームかさまグリーンハウス」開設
	7月1日	「訪問入浴介護センターグリーンハウスとちぎ」開設
平成13年	12月1日	「訪問介護センターグリーンハウスとちぎ」開設
平成15年	7月1日	「特別養護老人ホーム（短期入所）グリーンハウスみと」開設 「通所介護センターグリーンハウスみと」開設
	12月1日	「高齢者グループホームグリーンハウスとちぎ」開設
平成16年	5月1日	「居宅介護支援センターグリーンハウスみと」開設
	7月1日	「訪問介護事業所グリーンハウスみと」開設
平成17年	5月1日	「通所介護センター」開設 「居宅介護支援センターグリーンハウスともべ」開設
平成19年	4月1日	「小規模多機能型居宅介護グリーンハウスマウチ」開設
平成21年	4月15日	「訪問看護ステーショングリーンハウスみと」開設
	7月1日	「通所介護センターかさまグリーンハウス」 認知症対応型通所介護事業へ移行
平成24年	4月1日	「法人本部事務所」設立
平成24年	7月1日	「特別養護老人ホームグリーンハウスみと」増床

平成26年	4月	1日	「特別養護老人ホーム（短期入所）グリーンハウスひたちなか」開設 「認知症対応型通所介護センターグリーンハウスひたちなか」開設 「共用型認知症対応型通所介護かさま」開始
平成26年	10月	1日	「共用型認知症対応型通所介護とちぎ」開始
平成27年	4月	1日	「水戸市常澄高齢者支援センター」開設
	5月	1日	「訪問看護ステーショングリーンハウスひたちなか」開設
	10月	1日	「通所介護ケアセンターいずみ」開設 「サービス付き高齢者向け住宅ケアセンターいずみ」開設
平成29年	4月	1日	「通所介護センターかさま」開設 「認知症高齢者グループホームかさま」開設 「認知症対応型通所介護センターグリーンハウス陣屋」開設 「小規模多機能型居宅介護グリーンハウス陣屋」開設 「認知症高齢者グループホームグリーンハウス」開設
平成30年	4月	1日	「居宅介護支援センターグリーンハウス陣屋」開設
	9月	1日	「多機能型重症児デイサービスグリーンハウスおおつか」開設
令和2年	4月	1日	「ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター 介護予防支援事業所 介護予防おおしま」開設
令和3年	11月	1日	「通所介護センターグリーンハウスともべ」 地域密着型サービス事業へ移行

社会福祉法人 尚生会

基本理念

安心と責任

- 一 利用者の人権、意思の尊重
- 一 契約に基づく介護サービス
- 一 常に目配り、気配り、心配り
- 一 社会への還元、地域への貢献

基本理念に基づいて、職員が業務を遂行するうえでの取り組み姿勢については、次の通りとする。

安心と責任・・・安心して利用いただける環境づくりに努めるとともに、利用者との契約に基づき責任をもってサービスを提供する。

利用者の人権、意思の尊重・・・一人の人間としての尊厳と気持ちを重視する。

契約に基づく介護サービス・・・契約者の一方として、サービスは確実に遂行する。

常に目配り、気配り、心配り・・・利用者に対し、常にまごころをもって接する。

社会への還元、地域への貢献・・・社会福祉法人としての公共性のもとに、地域貢献と社会への還元に努める。

特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか事業計画書

1、事業の種類

- 介護老人福祉施設 (定員 70 名)
- 短期入所生活介護 (定員 10 名)

2、運営方針

- (1) 施設は、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 入所者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものとする。
- (3) 地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、今年度運営目標

令和 4 年度目標数 (稼働率)

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ① 介護老人福祉施設 | 入所者延べ人員 24, 272 名 (95%) |
| ② 短期入所生活介護 (予防含む) | 利用者延べ人員 3, 467 名 (95%) |

【重点目標】

- ① 感染症対策
～感染症の正しい理解のもと、適切な感染対策を実施し「信頼されるサービス」を提供する～
- ② 事業継続計画
～各事業所間や地域自治体との連携を深め、自然災害などの有事に備える～

【各町共通目標】

「感染症も勉強会を開催し、感染予防や感染拡大防止に必要な知識や対処法について理解を深める」

【楓町目標】「入居者の状態に応じ、日常生活の中での楽しみを追求し実践しく」

【桜町目標】「リスク管理を徹底し、情報共有不足の事故を無くす」

【椿町目標】「職員間の送りを強化し、ケアの統一と個別ケアを実践する」

【藤町目標】「業務効率化により空いた時間を活用し、利用者との関係性を深める」

4、各種会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
リーダー会議	月1回	施設長	生活 相談員	施設長 副施設長 生活相談員 主任看護職員 ユニットリーダー 管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進行管理確認 ・介護サービスの運営・維持 ・課題検討 ・入所検討委員会報告 ・委員会報告 ・業務改善検討
ユニット会議	月1回	ユニット リーダー	ユニット リーダー	ユニットリーダー 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー会議等の周知、伝達 ・身体拘束廃止対策の検討 ・ケースの検討 ・職員の知識と技術の向上 ・業務改善検討 ・感染症対策検討
ナース会議	月1回	主任 看護職員	主任 看護職員	主任看護職員 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー会議等の周知、伝達 ・ケースの検討 ・業務改善検討 ・感染症対策検討
各種委員会	月1回	施設長	委員長	施設長 生活相談員 各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会 (感染症対策委員会) ・身体拘束適正化委員会 (高齢者虐待防止委員会) ・安全対策委員会 ・ユニットケア委員会

5、事業別勉強会内容予定表

月	内 容	月	内 容
4月	感染症対策について	10月	感染症対策について
5月	BCPについて	11月	BCPについて
6月	権利擁護と身体拘束について	12月	権利擁護と身体拘束について
7月	リスクマネジメントについて	1月	ユニット内ミニ勉強会
8月	ユニット内ミニ勉強会	2月	身体拘束について
9月	身体拘束について	3月	各町実績報告会

6、年間行事予定

月	年間行事	月	年間行事
4月	散歩・花見ドライブ	10月	お菓子作り・秋刀魚焼き会
5月	BBQ・ドライブ・お菓子作り	11月	焼き芋・食事会
6月	食事会・お菓子作り	12月	忘年会・食事会・カフェ
7月	七夕会・収穫祭（畑の野菜）	1月	新年会
8月	BBQ・流しそうめん・納涼祭	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り・筍ご飯作り
【その他の行事】 誕生会 ・ 自衛消防訓練		【大掃除】 年1回（12月） 【ボランティア】 尚生会ボランティア活動	

7、公益通報者保護制度への取り組み

目的	①事業所の不適切な運営による利用者又は職員、地域住民等への生命、身体、財産その他の利益への被害を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものである。 ②通報への適切かつ迅速な対応は、リスクの早期把握及び自浄作用の向上をもたらし、事業運営の適正化及び社会的信用の向上に繋がる。	
通報窓口及び手段	事業所 施設長 法人本部 課長・課長補佐	受付に当たり手段を指定しない （通報者が使いやすい手段で可能とする）
保護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報者特定事項の範囲外共有や通報者の探索禁止 ・ 通報を端緒とした調査であることを明かさない 	

令和4年度年間サービス実施目標

(1) 管 理

特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか

① 稼働率

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
目標	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%	95%
実績													
6か月平均	%						%						%

(2) 介 護

- ① 感染症の勉強会を開催し、感染予防や感染拡大防止に必要な知識や対処法について理解を深める

9月	3月	年間

(実施回数 S:6回以上 A:5回 B:4回 C:3回以下)

- ② 各町目標を達成する。

9月	3月	年間

「利用者個々の楽しみの追求」「リスク管理」「個別ケア」「利用者とのふれあい」
(達成状況 S:95%以上 A:90%以上 B:85%以上 C:85%未満)

(3) 看 護

- ① 嘱託医及び歯科医と連携し、身体の健康及び衛生管理に加え口腔内衛生管理により異常に対する早期発見・対応の徹底を図り入院者減に努める。

9月	3月	年間

(入院者率 S:1%台以下 A:2%台 B:3%台 C:それ以上)

(4) 栄 養

- ① 多職種協働によるマネジメントを実施し課題の抽出と解決により低リスク者の管理を行う

9月	3月	年間

(高リスク移行割合 S:1%以下 A:2~3% B:3~4% C:5%以上)

年間評価基準	<p>①各期毎を点数化し判定する。(管理部門の評価については年間の稼働率評価とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各点数はS25点 A20点 B15点 C10点 とする。 ・合計点 S50点 A35点以上50点未満 B25点以上35点未満 C25点未満 <p>②各期の問題事項(事故等)を勘案する。</p>
---------------	--

(介護予防) 認知症対応型通所介護グリーンハウスひたちなか事業計画書 健康維持通所型グリーンハウスひたちなか事業計画書

1、事業の種類

- (介護予防) 認知症対応型通所介護 (定員 12 名)
- 健康維持通所型サービス (1 回あたり 定員 7 名)

2、運営方針

- (介護予防) 認知症対応型通所介護

- (1) 要介護状態であり、認知症である高齢者（認知症の原因疾患が急性の状態のある者を除く。以下同じ）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
- (2) 要支援状態であり、認知症である高齢者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の日常生活能力の維持又は向上を目指すものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 健康維持通所型サービス

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 利用者の状態等を踏まえながら多様なプログラムを組み合わせ、運動維持、認知機能等心身機能の維持、活性化を図る。
- (3) 地域との連携を重視し、ボランティアを活用しつつ行政、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3、今年度運営目標

令和 4 年度目標数（稼働率）

- (介護予防) 認知症対応型通所介護 利用者延べ人員 2, 786 名
(1日10. 8名 90%)
- 健康維持通所型サービス 利用者延べ人員 290 名
(1日7名 90%)

【重点目標】

①感染症対策

～感染症の正しい理解のもと、適切な感染対策を実践し「信頼されるサービス」を提供する～

②事業継続計画

～各事業所間や地域自治体との連携を深め、自然災害などの有事に備える～

【事業所目標】

～感染症に関する研修・勉強会の開催や最新情報の共有に努め、感染予防の意識を高める～

4、各種会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
スタッフ会議 安全対策会議	月1回	施設長	生活相談員	施設長 管理者 生活相談員 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善検討 ・行事検討 ・ケース検討 ・職員の知識と技術の向上 ・事業進行管理確認 ・事故防止対策の検討 ・勉強会
運営推進会議 (認知症対応型 通所介護のみ)	年2回	管理者	生活相談員	管理者 生活相談員 介護職員 市担当者 地区民生委員 利用者家族代表	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容報告 ・活動状況報告 ・意見聴取 ・連絡事項 ・感染症対策報告
事業所別 オンライン会議	奇数月	本部	課長	事務局長 課長 管理者 生活相談員 サービス提供責任者 本部主任	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所間情報交換など

各種委員会	月1回	施設長	委員長	施設長 生活相談員 各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・身体拘束適正化委員会 ・安全衛生委員会 ・安全対策委員会 ・業務継続委員会（BCP）仮
-------	-----	-----	-----	---------------------	---

5、事業別勉強会内容予定表

月	内 容	月	内 容
4月	サービス従事者の接遇 感染症対策	10月	緊急時対応 感染症対策
5月	リスクマネジメント 感染症対策	11月	心肺蘇生法 感染症対策
6月	記録について 感染症対策	12月	リスクマネジメント 感染症対策
7月	認知症ケア 感染症対策	1月	認知症ケア 感染症対策
8月	権利擁護と身体拘束 感染症対策	2月	権利擁護と身体拘束 感染症対策
9月	集団レク・活動 感染症対策	3月	医療に関する知識 感染症対策

6、年間行事予定

月	年 間 行 事	月	年 間 行 事
4月	お花見	10月	運動会
5月	かしわ餅作り	11月	芋煮会
6月	バーベキュー大会	12月	年越しそば作り
7月	流しそうめん	1月	新年会（雑煮作り）
8月	夏まつり	2月	チョコレートフォンデュ
9月	敬老会	3月	さくら餅作り

【その他の行事】

自衛消防訓練

調理・おやつ作り

園芸・野菜作り

【大掃除】

年1回（12月）

【ボランティア】

尚生会ボランティア活動

令和4年度年間サービス実施目標

(1) 管 理

認知症対応型通所介護センターグリーンハウスひたちなか

① 稼働率 (予算の執行状況)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
目標	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%
実績													
6か月平均	%						%						%

健康維持通所型グリーンハウスひたちなか

② 稼働率 (予算の執行状況)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
目標	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%
実績													
6か月平均	%						%						%

(2) 介 護

- ① 感染症の勉強会を開催し、感染予防や感染拡大防止に必要な知識や対処法について理解を深める
(勉強会実施回数 S:6回以上 A:5回 B:4回 C:3回以下)

9月	3月	年間

- ② HDS-Rの評価ツールを定期的に併用しながら、より詳細にアセスメントをして生活機能全般の把握に努め、本人に合った個別プログラムを実施する。
(個別プログラム実施回数 S:5回以上 A:4回 B:3回 C:2回以下)

9月	3月	年間

年間評価基準	<p>①各期毎を点数化し判定する。(管理部門の評価については年間の稼働率評価とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各点数はS25点 A20点 B15点 C10点 とする。 ・合計点 S50点 A35点以上50点未満 B25点以上35点未満 C25点未満 <p>②各期の問題事項(事故等)を勘案する。</p>
---------------	--

訪問看護ステーショングリーンハウスひたちなか事業計画書

1、事業の種類

- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 医療訪問看護

2、運営方針

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (3) 自らが提供するサービスの質を評価して質の向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の強化を図るとともにさらなる整備に努めるものとする。
- (4) 事業の実施にあたっては、契約時にリスク管理を含め、利用者と事業者双方の立場を明確に説明し、安心と責任の理念のもとサービスの提供に努める。
- (5) 契約の際に契約者又は身元引受人（家族等）に対し、重要事項説明書（事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等）や事故発生時の対応についてマニュアルをもとに懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について同意を得るものとする。また、双方で確認した同意書類については、原本を事業所側で保管し、コピーを身元引受人（家族等）へお渡しする。

3、今年度運営目標

令和4年度目標数（稼働率）

- ① 訪問看護（予防・医療含む） 利用者延べ人員 11,180名

【重点目標】

① 感染症対策

～感染症の正しい理解のもと、適切な感染対策を実施し「信頼されるサービス」を提供する～

② 事業継続計画

～各事業所間や地域自治体との連携を深め、自然災害などの有事に備える～

【事業所の目標】

職員教育を充実し、事業所の体制強化とサービスの安定化を図る

4、各種会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
スタッフカンファレンス	週1回	管理者	管理者	事業所長、管理者、看護師 理学療法士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進行管理確認 ・新規情報 ・感染症対策委員会 ・高齢者虐待防止委員会 ・情報交換ー（つながる在宅運営）

5、事業別勉強会内容予定表

月	内 容	月	内 容
5月	BCP（感染発生時）の対応について	11月	高次脳機能障害の評価について
7月	BCP（災害発生時）の対応について	1月	検査データの見方 薬の作用・副作用
9月	嚥下の評価について	3月	本年度の総括と次年度事業計画について

令和4年度年間サービス実施目標

(1) 管 理

訪問看護ステーション グリーンハウスひたちなか

① 稼働率 (予算の執行状況)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	9月	3月	年間
目標	900	900	920	920	920	940	940	960	940	940	940	960	11180			
実績																
6か月平均	%						%						%			

(6か月平均稼働率 S:94%以上 A:93%以上 B:90%以上 C:90%未満)

(2) 訪問看護

① 職員及び利用者の感染予防について、定期的に予防行動の確認ができる。

(6か月での実施状況 S:6回以上 A:3回以上6回以下 B:1回~2回
C:0回)

9月	3月	年間

② 研修に参加し伝達講習を実施することで職員教育を充実する。

(6か月での参加状況 S:7件以上 A:4~6件 B:1~3件
C:1件未満)

9月	3月	年間

③ ACPを活用した看取りを実施し、本人、家族に寄り添った看取りケアが実施できる。

(6か月での実施状況 S:3件以上 A:2件 B:1件 C:0件)

9月	3月	年間

年間評価基準	<p>①各期毎を点数化し判定する。(管理部門の評価については年間の稼働率評価とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各点数はS25点 A20点 B15点 C10点 とする。 ・合計点 S50点 A35点以上50点未満 B25点以上35点未満 C25点未満 <p>②各期の問題事項(事故等)を勘案する。</p>
---------------	--

ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター事業計画書

1 基本的な運営方針

- (1) ひたちなか市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される支援が不当に特定の事業者等に偏することのないよう、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) 地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。また地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的な取り組みを行う。
- (3) 主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等の専門職種が「縦割り」に業務を行うものではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。また地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

2 勤務体制

職種	常勤・非常勤	勤務時間
主任介護支援専門員（センター長兼務）	常勤	8:30～17:30（休憩 60分）
看護師		
社会福祉士		

3 サービスの重点課題と事業計画

重点課題	事業計画内容（目的・目標値・実施時期等）
介護予防につなげるための支援活動	<p>●介護予防サービスに加え、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する要支援者及び事業対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況や置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な視点から必要な支援を行う。</p> <p>●「ウエルカフェ」や「おおしまピクニック」等、感染症リスクのある中であっても、感染予防に努めながら生活不活発病予防等につなげる為のイベントを積極的に開催する。 ※開催時期等については、茨城県の Stage の段階で判断。</p>

<p>総合相談支援に関する地域から理解を得るための活動とネットワーク構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターに対する理解と協力を得るため、広報誌やチラシ等を作成。様々なコミュニティーの場や医療機関等の場を活用して、活動の周知に努める。 ●「個別支援会議」「小地域ケア会議」等のケース検討の場を活用し、課題解決のための新たなネットワークの構築に努める。 ●高齢者、家族、近隣住民、民生委員等の地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行うとともに、専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで、適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。
<p>権利擁護に関する啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会や民生委員等の定例会等を活用し、高齢者虐待の予防や通報、成年後見制度・日常生活自立支援事業等の利用促進並びに消費者被害に関する意識を啓発するための取組みを行う。日程や回数については随時日程調整を行いながら実施する。
<p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員が担当するケースについて、専門的な見地から日常的業務の相談等に応じる。特に、支援困難な事例を担当する介護支援専門員に対しては、同行訪問や「個別支援会議」「小地域ケア会議」等を活用しながら、その活動を支援する。

4 職員研修計画

- ・介護予防支援従事者研修（茨城県）
- ・地域包括支援センター職員等研修（長寿社会開発センター）
- ・その他専門研修（社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員）
- ・法人内研修

令和4年度年間サービス実施目標

ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター

①各自治会や民生委員が開催する定例会等の機会を活用し、権利擁護や認知症等に関する勉強会等行うことで啓発活動につなげる。

(6ヶ月の勉強会等の開催数 S:4件以上 A:3件 B:2件 C:1件以下)

9月	3月	年間

②屋外会場を中心とした生活不活発病予防等につなげる為のイベントを積極的に開催する。

※開催判断については、県の感染症情報等を参考に判断。

(6ヶ月の開催回数 S:4回以上 A:3回 B:2回 C:1回以下)

9月	3月	年間

③感染症の勉強会を開催し、感染予防や感染拡大防止に必要な知識や対処法について理解を深める。

(6ヶ月の実施回数 S:6回以上 A:5回 B:4回 C:3回以下)

9月	3月	年間

年間評価基準	<p>①各期毎を点数化し判定する。(管理部門の評価については年間の稼働率評価とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各点数はS25点 A20点 B15点 C10点 とする。 ・合計点 S50点 A35点以上50点未満 B25点以上35点未満 C25点未満 <p>②各期の問題事項(事故等)を勘案する。</p>
--------	--

令和4年度
社会福祉法人尚生会
共通項目

7、法人事務局

法人事務局の業務は、理事長の指示事項を含め次の事務がある。

【重点項目】

- (1) 施設の修繕に関して
〔かさまグリーンハウス大規模改修 グループホームかさま2ユニットへの改修〕
- (2) 新規事業について
〔ケアセンターいずみを活用し障害者支援施設へ転用〕
- (3) デジタル化の推進に関する事
〔見守り支援システムの導入 インカムの活用 事務クラウド化 記録の電子化
オンライン会議 オンライン面会〕
- (4) 外国人技能実習生及び特定技能外国人の雇用促進に関する事
- (5) 職員採用の取組みに関する事
〔新卒採用、中途採用、外国人介護福祉士の積極的採用及び学費の補助〕
- (6) 介護現場等の負担軽減に伴う継続的業務の見直しに関する事
- (7) 働き方改革の継続に関する事
〔高齢者雇用、女性活躍推進、育児介護休業、時間外労働、ハラスメント防止など〕

【常務理事】

- (1) 理事会及び評議員会に関する事

【総務部門】

- (1) 給与、賞与、処遇改善加算関係、福利厚生、各種保険対応
- (2) 勤怠システム、電子決裁システム管理
- (3) 求人活動、採用、外国人雇用対応、ハローワーク関係
- (4) ホームページ、フェイスブックの管理、更新
- (5) 事業計画書作成、事業実績報告書作成
- (6) 各種会議運営、研修計画
- (7) 車両の管理、携帯電話の管理
- (8) 各種補助金、助成金の申請
- (9) 官公庁の対応
- (10) みどり会関係、中元歳暮関係、各種表彰等への対応
- (11) その他理事長が指示した事項に関する事

【経理部門】

- (1) 伝票入力
- (2) 小口現金管理
- (3) 業者支払い
- (4) 概算資金移動、月末資金移動
- (5) 利用者利用料確認、新規口座開設
- (6) 証拠書類の作成
- (7) 月次収支報告

- (8) 予算書、決算書作成
- (9) 福祉大臣システム管理
- (10) その他理事長が指示した事項に関すること

8、研修計画

1. 方針

法人共通により実施する研修及び各施設又は事業別に実施する研修とする。研修の種別及び実施方法は、次のとおりとする。

2. 研修区分

(1) 法人共通

- ①「新卒採用者育成プログラム（4月に2日間・5月に1日）」
- ②「新卒採用者フォローアップ（10月第3水曜日1日間）」
 - 「1年次『安全運転』（8月第3水曜日本部・9月第3水曜日みと）」
 - 「2年次『高齢者虐待』（11月第3水曜日本部・12月第3水曜日みと）」
 - 「3年次（1月第3水曜日本部・2月第3水曜日みと）」
- ③「中途採用者オリエンテーション『規定説明等』（奇数月第1水曜日）」
- ④「管理職研修『運営管理』（3月第3水曜日）」※対象者：相談員、管理者、サービス提供責任者等

(2) 各施設

①外部機関研修

- (ア) 県社会福祉協議会主催研修 (イ) 全国社会福祉協議会派遣研修
- (ウ) 県老人福祉施設協議会、全国老人福祉施設協議会開催の大会、研究・研修会議等
- (エ) 常陽産業研究所研修

②施設で計画する研修

- (ア) 事業別検討会（勉強会） (イ) 採用時研修（施設内説明・実習）
- (ウ) 異動時研修（異動日前後） (エ) 資格取得支援

3. 実施方法

(1) 法人共通

実施にあたっては各施設間が協議し、研修内容は、理事長の承認を得るものとする。

(2) 各施設

- ①外部機関研修については、本部及び施設長等が職員の分担業務と前年までの出席などを考慮し、年度割振表を作成のうえ適正に参加させる。
- ②事業別検討会（勉強会）は、各相談員又は主任が年間計画を作成し、施設長等の承認を経て事業計画書に定める。
- ③採用時研修は、採用日後1ヶ月以内の必要な範囲で計画し、決裁を経て実施する。
- ④異動時研修は、異動日前後において必要な研修を計画し、決裁を経て実施する。
- ⑤資格取得支援については、県社会福祉協議会等が開催する各種対策講座、準備講習会などに参加させるとともに、必要に応じ各施設で研修会を実施する。

9、職員健康管理

1. 方針

労働安全衛生法第 66 条に基づき、職員への定期健康診断を実施する。またインフルエンザ予防接種を行う。職員は日頃から体調管理に心がけるとともに、自らが感染の媒体とならぬよう、予防策の知識研鑽及び実践に努める。

2. 内容

- ・健康診断 年1回（夜勤従事者は年2回実施）
- ・腰痛検査 年2回（介護職員のみ）
- ・ストレスチェック 年1回（職員 50 名以上の事業所のみ対象）
- ・検便 年1回（調理員は毎月実施）
- ・インフルエンザ予防接種 年1回
- ・C型肝炎検査 3年1回（介護看護職員のみ）

3. 実施方法

各施設にて医療機関への受診又は健診センターによる訪問健診により実施する。

10、有資格者数 令和 2.2.1 現在（産休、育休、3月合格者は含まず）

資格	介護支援 専門員	社会 福祉士	介護 福祉士	社会福祉 主事	看護師 （正准）	理学 作 業療法士	訪問 介護員	保育士
人数	48	8	154	22	40	9	139	5

11、年間行事予定

月	理事会・評議員会	職員
4月	事業実績報告書作成	辞令交付式 新採用者育成プログラム①（会場：本部）
5月	理事会（決算）	新採用者育成プログラム②（会場：ひたちなか） 決算説明会 尚生会連絡会議 相談員会議
6月	評議員会	
7月		
8月		1年次研修（会場：本部）
9月		1年次研修（会場：みと） 就業意向調査 人事異動発表（10月異動者）
10月		新採用者フォローアップ研修 上半期会計説明会 尚生会連絡会議 相談員会議
11月	理事会、評議員会（補正予算）	2年次研修（会場：本部）
12月		2年次研修（会場：みと） 忘年会
1月	新年度事業計画書作成	3年次研修（会場：本部）
2月	理事会、評議員会（新年度予算）	3年次研修（会場：みと） 人事異動発表（10月異動者）
3月		管理者研修（会場：本部） 歓送迎会（みどり会総会）

※奇数月：中途採用者オリエンテーション実施

12、法人関係会議

会議名	回数	招集	司会	参加職種	目的
理事長 会議	月1回	理事長	事務局長	理事長 常務理事 事務局長 課長 施設長 所長 特養生活相談員 本部主任	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体の 運営指示事項
施設長 会議		本部			<ul style="list-style-type: none"> 人事、新規事業 規定、内規の変更 収支、予算、決算 理事会提出案件 施設、事業所の運営等
尚生会 連絡会議	年2回	理事長	事務局長	理事長 常務理事 事務局長 課長 施設長 所長 センター長 管理者 生活相談員 サービス提供責任者 本部主任 総務課事務員	<ul style="list-style-type: none"> 事業進行管理の報告 各部署からの報告事項
会計報告 会議		本部	課長	<ul style="list-style-type: none"> 上、下半期収支報告 経営分析 	
相談員 会議		生活 相談員	生活 相談員	生活相談員 管理者 サービス提供責任者 企画指導課	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画準備 介護サービスの運営、 維持
事業別 オンライン 会議	随時	本部	課長	課長 生活相談員 管理者 サービス提供責任者 本部主任	<ul style="list-style-type: none"> 事業所間の情報交換等
感染症等 対策会議	随時	本部	事務局長	理事長 常務理事 事務局長 課長 施設長 所長 特養生活相談員 本部主任	<ul style="list-style-type: none"> 新型感染症及び緊急を 要する感染症に対する 法人としての対応策等 の検討
<p>※会計報告は理事長、常務理事、課長、施設長、所長は四半期毎（5月7月10月1月）に参加 ※決算説明（5月）、会計報告（10月）に関しては尚生会連絡会議メンバーを参加者とする ※各施設、事業所での会議については、各施設、事業所の事業計画書に記載する</p>					

1 3、地域貢献事業の推進（社会貢献活動）

社会福祉法人は、民間社会福祉事業の主たる担い手として、その使命と役割を果たしていくことが要請されており、利用者に責任ある介護サービス事業を提供するとともに、法人の基本方針として社会への還元、地域への貢献に努めることとしている。すでに実施している公益事業を含め、次により地域貢献に関する事業に取り組む。

1. 尚生会版 介護福祉初級講座

地域の学生に介護講座を行い、「地域福祉・介護」への興味・就労意欲の促進を働きかけ、福祉教育に貢献する。

- (1) 期日：春休み、夏休み等
- (2) 対象者：拠点地域の高校生〔笠間・友部・岩瀬・大洗・那珂湊高校等〕
- (3) 講座内容：尚生会の設定する介護講座（新人研修に準じる）

2. 地域への出張講座

地域住民および団体、企業への出張講座（福祉、介護分野）を行い、「地域福祉・介護」への啓蒙活動に貢献する。

- (1) 対象者：地域住民および団体、企業
- (2) 研修場所：公民館、企業
- (3) 内容：「認知症講座」、「介護保険講座」、「介護予防講座（病気と健康）、（食事と調理）」

3. 「24 時間 365 日認知症あんしん介護相談窓口」

地域の方々へ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域環境で暮らし続けることができるように、認知症を正しく理解し、より良いケアと医療が受けられるよう、相談窓口の設置および支援機関の情報提供を行い、認知症高齢者および支える家族のための地域支援ネットワーク作りを行う。※電話相談は 24 時間年中無休

- (1) 対象者：地域住民
- (2) 受付日：窓口営業 9：00～17：00 0120-24-1120

4. 尚生会被災支援グループ（通称：グリーンブレイヴ）

社会福祉法人としての社会貢献の一環として、災害時（地震、豪雨等）には、被災地に向き側面、後方支援的活動を行う。平常時においては、各施設において防災対策への普及、啓発活動を行うとともに、地域との防災意識を高め共同訓練を実施し防災対策に努める。

〈被災地支援活動〉

- (1) 期間：1 日から最長 7 日間
- (2) 場所：拠点笠間市より車で 3 時間圏内の被災地
- (3) 対象者：災害地域の被災者
- (4) 内容：被災地への物資、避難所、被災者宅への支援及び被災地での要望等の対応。

また災害時に活動できる知識、技術を身に着けるため防災士の資格取得を行う。

- (5) メンバー：12 名構成（隊長、副隊長、隊員）

〈平常時における活動〉

- (1) 場所：笠間市、水戸市、ひたちなか市、茂木町（法人施設所在地）
- (2) 対象者：職員、地域参加住民
- (3) 内 容：総合避難訓練時に、地域社会との連携を図り、住民と防災訓練を実施し防災意識の啓発活動（AEDを使った心肺蘇生法など）に努める。

5. 尚生会ワークサポート事業

各種専門機関と連携し、就労意欲のある方が働きやすい環境を整え、就労への支援を行う。

- (1) 目的：生活困窮者の雇用を進めることにより、その方の自立へと繋げる
- (2) 対象者：生活保護受給者、低所得者、保護観察に付されている者
- (3) 内容：支援対象者に対し生活保護担当課・ハローワーク・保護司と連携し、協力事業主として就労の場を提供する。

6. 利用者負担軽減に関する取り組み ※市町村により異なる

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、利用者負担の軽減を行う。

- (1) 対象者：生活保護受給者及び市町村民税非課税者で別に定める要件を満たし、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に考慮し生計が困難と市町村が認めた者
- (2) 対象サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設サービス
- (3) 対象費用：サービスの利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）

7. 尚生会地域清掃活動

社会福祉法人の地域貢献の一環として清掃活動を行う。

- (1) 期日：2ヶ月に1度
- (2) 場所：尚生会各施設、事業所周辺

8. 本部多目的ホール活用 **【尚生会本部】**

心と体のリフレッシュを目的に、地域との交流の場とするため、尚生会本部多目的ホールの貸出を行う。

- (1) 対象者：地域住民
- (2) 使用料：1時間500円 ※冷暖房費別

9. 小学生に向けた介護・高齢者体験の実施 **【かさまグリーンハウス】**

笠間市内の小学生での高齢者体験の実施

- (1) 期日：7月
- (2) 対象者：4年生～6年生
- (3) 内容：車椅子の体験と操作方法 シルバーキット体験
- (4) 場所：市内小学校体育館及び教室

10. オレンジカフェ「ほっとカフェ・グリーンハウス」 **【ケアハウスかさま】**

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる。家族の介護負担軽減カフェ。

- (1) 期日：奇数月第3日曜日 14:30～16:00
- (2) 対象者：認知症の方とその家族 認知症に関心のある方
- (3) 内容：交流会 回想法 福祉ミニ講座 料理教室 ミニコンサートなど
- (4) 場所：ケアハウスかさま (5) 料金：1人300円

11. 子ども食堂「グリーン食堂」 **【ケアハウスかさま】**

年代を超えて地域の方が集い、団らん・交流・情報交換の場を温かい食事と共に提供する。

- (1) 期日：毎月第4木曜 17:00～19:00
- (2) 対象者：地域の皆様
- (3) 内容：食事の提供 1食200円
- (4) 場所：ケアハウスかさま 地域交流スペース・カルチャー教室

12. 生き生きシルバーリハビリ体操 **【グリーンハウスみと】**

生き生きと毎日を過ごせることを目的に、健康体操を実施する。

- (1) 期日：毎月第2・4木曜日 10：00～11：00
- (2) 対象者：介護保険対象外の地域の高齢者
- (3) 内容：楽しく体を動かし、終了後は茶話会を実施
- (4) 場所：グリーンハウスみと機能訓練室

13. 家族介護者交流事業 **【グリーンハウスひたちなか】**

高齢者を介護している家族に対して介護知識や技術、介護者の健康など交流の機会を。

- (1) 期日：4月～3月 年2回
- (2) 対象者：介護者と高齢者介護に興味のある方
- (3) 内容：訪問看護師による健康指導 理学療法士によるリハビリ指導
- (4) 場所：グリーンハウスひたちなか地域交流スペース

14. 地域交流事業 **【グリーンハウスともべ】**

地域の方へ向けて認知症予防教室の開催

- (1) 期日：4月～3月 年3回
- (2) 対象者：地域の一般の方
- (3) 内容：認知症予防や介護予防についてプログラム提供
- (4) 場所：グリーンハウスともべ

15. とちぎ・やまうち地域交流会 **【グリーンハウスとちぎ・やまうち合同】**

地域の方々と交流を深める。グリーンハウスとちぎ、やまうちのPR活動。

- (1) 期日：7月、10月
- (2) 対象者：一般町民の方
- (3) 内容：花火鑑賞会 芋煮会
- (4) 場所：グリーンハウスとちぎ/やまうち

16. 介護相談日 **【グリーンハウス陣屋】**

介護など悩みがある方の相談日を開設。

- (1) 期日：毎月第4日曜日 9：00～12：00
- (2) 対象者：介護に悩みを抱えている方
- (3) 内容：傾聴することで心の負担を軽減する
- (4) 場所：グリーンハウス陣屋

17. キャラバンメイトサポーター活動 **【グリーンハウス陣屋】**

認知症になっても地域で安心して暮らせる事を支援目的とし、オレンジリングの普及活動。

- (1) 期日：4月～3月
- (2) 対象者：市民
- (3) 内容：認知症の理
- (4) 場所：出前講座、地域公民館など

1 4、環境対策及び温暖化対策

環境問題や温暖化問題が発生していることについて、日々の生活の中ではなかなか実感できないのが現実である。環境破壊や、温暖化による地球規模での課題が発生している状況にあり、既に多くの企業や地域、個人が取り組んでいる。法人として環境対策及び温暖化対策を行うに当たっては、利用者や職員の健康に十分配慮して行う。

(1) ペーパーレス

- 書類はパソコン内に保管し、共有
- ミスコピー用紙の再利用
- ミスプリントの削減（印刷プレビューで確認後印刷することを習慣化）

(2) エコドライブの実施

- 送迎車や自家用車を運転する場合にはエコドライブ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）実践
- ノーマイカーデーの協力

(3) プラスチック製品の削減

- 3R、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル) の取り組み
 - リデュース … ごみになるものを減らす
 - スーパーなどで食品を小分けにするポリ袋の使用を減らす
 - 食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らす
 - リユース … ものを大切に繰り返し使う
 - マイバッグ、マイボトル(水筒)、マイ箸、マイスプーンを使う
 - 使い捨て容器等の使用を減らす
 - リサイクル … ごみを原材料として再生利用する
 - ごみは分別して出す
 - 再生プラスチック製品を使用する

(4) 生ごみ対策

- 生ごみのもとを減らす（食材を買いすぎない。食材は無駄なく全て使い切る）。
- 生ごみを捨てるときはしっかり水切りをして量を減らし、温室効果ガスを削減する。
- コンポストなども活用し、焼却費削減や温室効果ガスの削減に貢献する。

(5) その他 機器の効率的な使用

「冷蔵庫に関すること」無駄な開閉を控え、開閉は手早く行う。また食品の痛みに注意し、適切な温度設定をする。

「照明に関すること」不要な照明はこまめに消灯。また LED 照明の導入。

「テレビに関すること」部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴。また視聴しない時はこまめに消す。

「給湯に関すること」シャワーは不必要に流したままにしない。

環境対策・温暖化対策への取り組み状況は、「水道・電気・ガス等」を月毎に事業所内に掲示し、職員へ喚起を促す。またホームページやフェイスブックへも情報を発信する。

15、苦情解決

1. 苦情解決の方針

提供したサービスに係る利用者からの苦情については、迅速かつ適切に対応し、円滑・円満に解決する為第三者委員の助言等を受け、必要な措置を講ずるものとする。なお、苦情の申し出を事業者が直接受ける場合のほか、茨城・栃木県社会福祉協議会（運営適正化委員会）又は茨城・栃木県を通しての苦情の申し出について協力し、かつ苦情解決に努めるものとする。また、利用者からの苦情に関して関係市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力する。

2. 苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任体制を明確にするため、事務局長、施設長又は事業所長、管理者を苦情解決責任者とする。

(2) 苦情受付担当者の配置及び窓口の表示

- ①生活相談員等が苦情受付担当者となり利用者・取引業者からの苦情を聴くものとし、解決の中心となる。
- ②受付時に生活相談員等が不在の場合、その他状況に応じて施設長、介護職員、看護職員、が対応するものとする。
- ③玄関内の適切な場所に窓口の表示を行うものとする。
- ④本部が窓口として受けた場合は、内容を伝達し、その後は事業所対応とする。

(3) 苦情受付から解決関連書類の整備

サービス利用苦情受付から改善結果報告書に至る一連の様式を、常に定置場所に備えつけ、円滑な解決に努める。

3. 解決要領

(1) 苦情受付担当者は、次により対応を行うものとする。

- ①苦情内容を適確に確認するとともに、苦情解決責任者に対し迅速に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- ②苦情の内容又は状況によっては、職員及び苦情解決責任者を含めて十分に検討を行い対応するものとする。
- ③必要に応じて本人への面接、家族への来訪等、適時・適切な対応を講ずるものとする。
- ④苦情受付に際し、第三者委員への報告の要否及び解決・話し合いの第三者委員の助言・立会いの要否を苦情申出人に確認するものとする。
- ⑤受付けた苦情及び改善状況等を第三者委員会に報告するものとする。

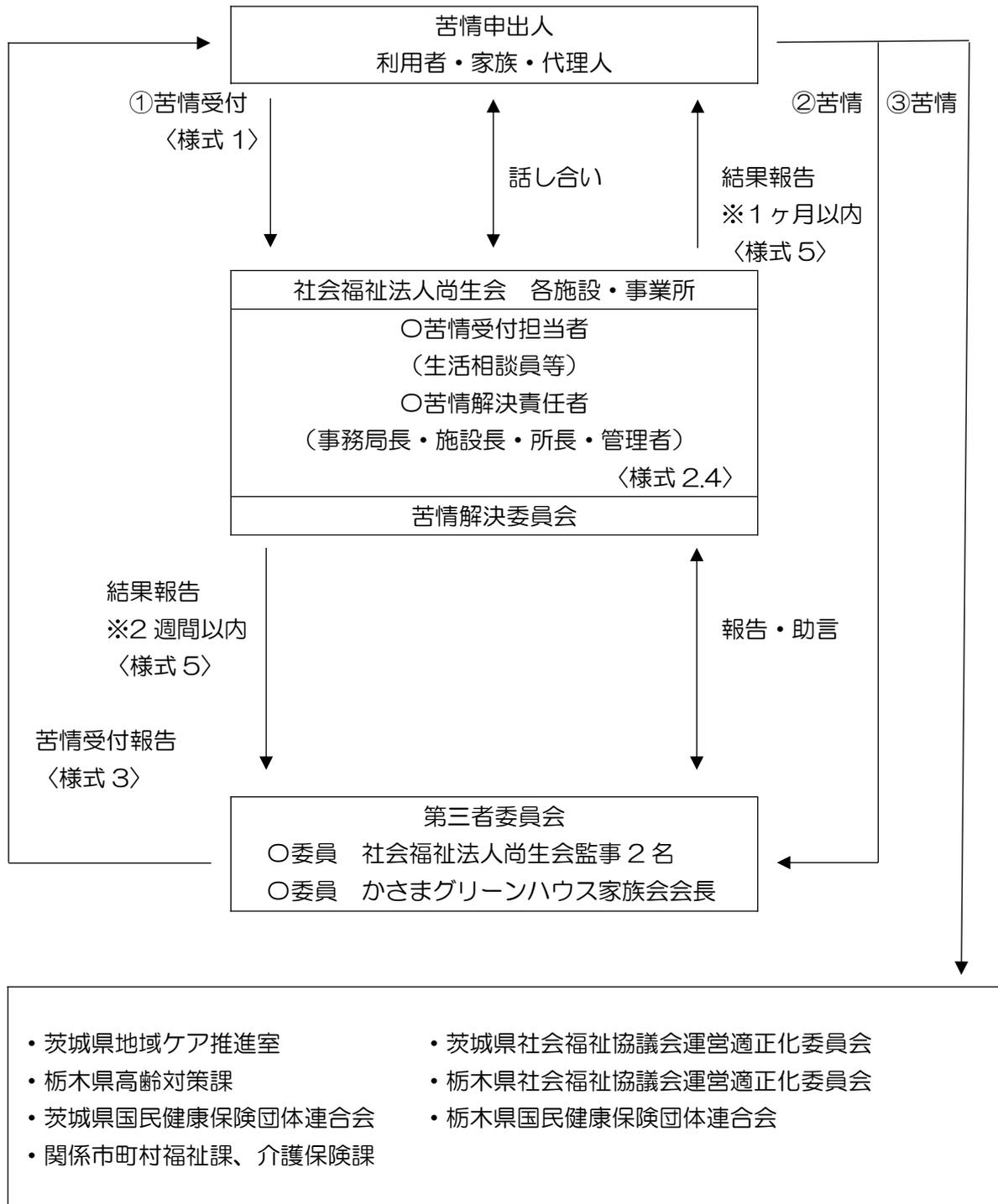
(2) 第三者委員の苦情解決に関する助言及び話し合い等について

- ①第三者委員は、利用者等から直接に苦情を受付けることができる。この場合は、直ちに苦情受付担当者に、その内容を連絡するものとする。
- ②苦情解決責任者は、苦情解決にあたり、第三者委員の助言を求めることができる。
- ③第三者委員の立会いによる苦情申出人との話し合いは、次により行う。
ア. 第三者委員による苦情内容の確認。 イ. 第三者委員による解決案の調整・助言。
ウ. 苦情受付担当者は、話し合いの結果や改善事項等について書面により記録し、第三者委員及び苦情解決責任者の確認を得るものとする。

4. 解決及び処理のフロー図

次のとおりとする。

【フロー図】



16、事業進行管理

- (1) 事業進行管理については、「年間サービス実施目標」の実施状況を尚生会連絡会議（5月、10月）に開催月の前月6ヶ月分を報告する。なお各施設、事業所は運営方針をもとにしたサービス実施目標を作成し実施状況の確認及び見直しを行い、それに基づいて尚生会連絡会議において報告する。
- (2) 法人内部監査については各施設、事業所におけるサービスの質の向上及び業務改善を目的とした内部監査員による監査を9月中に実施し、監査結果及び改善状況等については10月開催の尚生会連絡会議において書面で報告する。主な内部監査の内容として①ヒヤリハット、事故の分析及び再発防止対策、苦情の件数。②研修の参加や習得度、有効性の確認。③入居者、利用者、ご家族に対するアンケート結果とその回答。④職場環境の評価など。なお、内部監査チームは管理者・相談員・主任・ユニットリーダーから2名～3名で編成し、自事業所以外の監査を公正に実施する。

17、宿直業務日課

時間	内容
18:00	宿直業務開始 電話夜間モードへ切替 外線対応 全館戸締り確認(玄関自動ドア施錠)
19:30	エレベーター施錠 事務室施錠
21:00	巡回(施設内外)
7:30	エレベーター運転 事務室解錠
8:30	玄関自動ドア鍵開け 電話夜間モード解除
9:00	宿直業務終了

18、車両管理

事業所	車名		ナンバー	管理者	業務
介護老人福祉施設	トヨタ・	ハイエース	水戸 830 さ 8001	生活相談員	《使用者の業務》 1. 運転日誌の記録 2. 車内外の清掃 3. 車両に異常を認めた場合は、直ちに車両管理者に報告すること。 《管理者の業務》 1. 運転日誌の整理 2. 自動車保険等の管理
	スズキ・	ワゴン R	水戸 50 む 3959		
	スズキ・	エヴリィ	水戸 883 あ 8015		
	スズキ・	エヴリィ	水戸 883 い 8005		
通所介護センター	日産・	バネット	水戸 830 さ 8002	生活相談員	
	ダイハツ	ミラ	水戸 580 な 8003		

	スズキ	スペーシア	水戸 584 ま 8010		
	スズキ	スイフト	水戸 501 は 3639		
訪問看護 ステーション	スズキ	エヴリィ	水戸 48 ら 8008	管理者	
	ダイハツ	ミライース	水戸 581 あ 7213		
	ダイハツ	ミライース	水戸 594 ゆ 8008		
	スズキ	アルト	水戸 583 き 8007		
	スズキ	アルト	水戸 483 え 8011		
	スズキ	アルト	水戸 581 ね 1953		
	スズキ	アルト	水戸 480 み 2765		
	スズキ	アルト	水戸 480 す 3534		
	スズキ	アルト	水戸 580 ぬ 7234		
	ホンダ	アクティ	水戸 483 か 8012		
	スズキ	ワゴン R	水戸 50 む 3959		
	スズキ	アルト	水戸 581 け 2290		
	大島包括 支援センター	スズキ	ワゴン R		水戸 50 み 3135
三菱		ミニキャブ	水戸 880 あ 324		